



みよし市 教育に関する大綱

「教育に関する大綱」の策定について

- 平成26年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日に施行されたことに伴い、地方自治体の首長には「教育に関する大綱」の策定義務が課されました。
- 「教育に関する大綱」は、地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、策定するものです。
- 本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成27年5月に設置したみよし市総合教育会議における教育委員会との協議を経て、本市の教育に関する目標や根本となる方針である「みよし市教育振興基本計画」を「教育に関する大綱」として定めることとしました。
- この大綱では、基本理念を「学ぶ楽しさで、人と人をつなぐ」とし、目指す人間像を「生涯にわたって自らを磨き続け、仲間と共に「ふるさとみよし」を築き、より良い次代を創り出す人」と設定しており、その実現のための「三本の柱」を定めております。
- 今後は、この「教育に関する大綱」に基づき、本市の教育の更なる充実を図ってまいります。

平成28年2月23日

みよし市長 小野田 賢 治

基本理念

学ぶ楽しさで、人と人をつなぐ

これからのみよしの教育に最も必要とされているのは、真の「学び」が持つ楽しさにより、人と人がつながっていくことであると考え、この理念を計画の中心に据えました。

目指す人間像

生涯にわたって自らを磨き続け、仲間と共に「ふるさとみよし」を築き、より良い次代を創り出す人

三本の柱

基本理念に従い、次のような三本の柱を設定することで、目指す人間像に迫ります。一人一人の輝きが、みよしというまちの輝き、そして私たちの社会全体の輝きとなることを目指します。

I 次代を担う子どもをみんなで大切に育てる

「知・徳・体」のバランスのとれた子どもを、一人一人の個性を大切にしながら、家庭・地域・学校のみんなで大切に育てます。また、子育て世帯もしっかりと応援していきます。

- ・子育て世帯を支援する
- ・仲間と進んで学ぶ子どもを育てる
- ・心豊かな子どもを育てる
- ・たくましい子どもを育てる
- ・個に応じた教育を推進する
- ・安心・安全・快適で信頼される学習環境を作る

II 生涯にわたって学び続ける市民を応援する

義務教育を終えた後も、生涯にわたって学び続ける市民を応援します。スポーツから文化・芸術に関することまで、市民の生涯学習を幅広く支援し、人と人のつながりを生みだします。

- ・生涯学習環境を整える
- ・生涯スポーツを推進する
- ・文化活動を活性化する

III 「ふるさとみよし」を創る市民を育てる

みよしの良さを知り、未来のみよしを創る市民を育てるために、子どもの頃からみよしの良さを体験的に学べるようにしたり、学びを通じて人と人が出会うような場づくりをしたりします。

- ・ふるさと学習を推進する
- ・人と人との出会いを生み出す